平成２１年（フ）第２０５号
三重県津市大門21番24号
債務者　松葉眞理子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３２４号
三重県津市乙部2096番地　サニータウンＢ―Ａ号室
債務者　向井　城二
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１号
三重県津市寿町１番８号
債務者　森岡　　敦
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２号
三重県津市寿町１番８号
債務者　森岡　　梓
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３７号
三重県鈴鹿市磯山２丁目16番18号、前住所東京都武蔵野市桜堤１丁目６番16―105号　サンパレス桜堤
債務者　大石　　毅
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７０４号
滋賀県湖南市三雲137番地２　ウイング21 510号室、前住所滋賀県湖南市吉永508番地36
債務者　池田　　幸
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６号
滋賀県愛知郡愛荘町長野1088番地34
債務者　川上真由佳（旧姓小川・吉田）
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３２号
滋賀県彦根市西今町804番地２　103号
債務者　河野　勝治
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第５２号
滋賀県彦根市三津町494番地
債務者　高橋　幹二
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３０号
兵庫県川西市東多田２丁目４番36―１ヴィオラ東多田壱番館101号室、住民票上の住所大阪府池田市新町９番７号
債務者　ステアウェルこと　春日　令登（旧姓中根）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３１号
兵庫県川西市東多田２丁目４番36―１ヴィオラ東多田壱番館101号室、住民票上の住所大阪府池田市新町９番７号
債務者　春日千賀子（旧姓兀下）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５４号
兵庫県伊丹市北伊丹８―251―１ルミエール北伊丹305号室、住民票上の住所兵庫県西宮市生瀬武庫川町２番３―1516号
債務者　平成物流こと　大久保忠明
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２２６号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番29―403号
債務者　米岡　昭彦
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４３号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目１番21号橋本スバル文化102号、前住所滋賀県草津市東草津２丁目７番３号
債務者　葛迫　　広
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４３号
鳥取県日野郡日野町根雨453番地
債務者　木山　浩一
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第４４号
鳥取県西伯郡南部町天萬1412番地
債務者　木山　英子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第４５号
鳥取県米子市蚊屋282番地１
債務者　嶋原　圭子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部